|  |
| --- |
| 丸亀市高等職業訓練促進給付金支給額変更決定通知書 |
| フリガナ |  | 受給資格者番号 |
| １　氏　　　　　名 |  |  |
| ２　住　　　　　所 | （〒　　　―　　　　） |
| ３　支給変更の理由 | ア　対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税の状況が変わったため。イ　世帯を構成する者に異動があったため。ウ　その他 |
| ４　変更月及び支給額 | 年　　　月　　　～　　　年　　　月月額　　　　　　　　　円 |

様式第８号（第１０条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

上記のとおり、高等職業訓練促進給付金の支給額変更について通知します。

　なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受けた日（審査請求をした場合には、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。

　　　　　　　　年　　月　　日

丸亀市長　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　様